

令和4年度

定期（固定資産税公益減免）監査結果報告書

令和5年5月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 5 年 5 月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 小 野 田 光

目次

ページ

| | | |
|-------|------------------------|---|
| 第1 | 基準に準拠している旨 | 1 |
| 第2 | 監査の種類 | 1 |
| 第3 | 監査の対象 | 1 |
| 第4 | 監査の着眼点 | 1 |
| 第5 | 監査の主な実施内容 | 1 |
| 第6 | 監査の実施場所及び日程 | 1 |
| 第7 | 監査の報告基準 | 1 |
| 1 | 監査結果の処理区分 | 1 |
| 2 | 報告等の表現方法 | 2 |
| 第8 | 監査の結果 | 2 |
| 1 | 監査の実施状況 | 2 |
| 2 | 監査の結果の概要 | 2 |
| 3 | 指摘事項 | 3 |
| | (1) 法令等に違反していると認められるもの | 3 |
| 令和4年度 | 定期監査結果報告書添付意見 | 5 |
| 1 | 監査結果の処理区分 | 5 |
| 2 | 報告等の表現方法 | 6 |

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

1 本文及び図表中の比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

市民生活部税務課

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

第5 監査の主な実施内容

令和4年度の瀬戸内市税条例（平成16年条例第51号）第71条第1項第2号に基づく固定資産税の減免（以下「公益減免」という。）に関する事務が適正に行われているかなどに着眼して、監査を実施した。

監査にあたっては、事前に関係書類を検査し、当日関係職員への対面による質問及び現地調査を実施した。

なお、本監査については、地方自治法第200条の2の規定に基づき代表監査委員が選任した監査専門委員 藤原由卓税理士にその調査を委託して実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

実施場所 瀬戸内市役所

監査期日 令和4年12月21日（水）

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講じる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第 20 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第 8 監査の結果

1 監査の実施状況

監査専門委員に委託した固定資産税の公益減免に関する事務については、有効性、効率性、経済性、合規性等の観点から実施した。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 2 件】

(1) 法令等に違反していると認められるもの

- ア 固定資産税の減免処分にあたり、不服申立についての教示を書面で行っていないことは、法令に違反しているもの (3 ページ参照)
- イ 前年度以前に公益減免を認めた固定資産について、当該年度の申請書が提出されていないにもかかわらず固定資産税の減免を行っていることは、条例に違反しているもの (4 ページ参照)

3 指摘事項

(1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 固定資産税の減免処分にあたり、不服申立についての教示を書面で行っていないことは、法令に違反しているもの

地方税法¹(昭和 25 年法律第 226 号)では、地方団体の徴収金に関する処分についての審査請求について、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分で総務省令で定めるものは、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の定めるところによるとされており、地方税法施行規則²(昭和 29 年総理府令第 23 号)では、減免に関する処分は総務省令で定める処分であるとされている。

また、行政不服審査法³では、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができることとされ、行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとされている。

しかし、市が、令和 4 年度に新たに行った固定資産税を減免する処分について確認したところ、減免の処分を行った際に、処分の相手方に対して固定資産税価格決定(修正)及び税額更正通知書(以下「通知書」という。)を送付しているものの、処分をする場合に書面で教示しなければならないとされている不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間について、必要な教示を書面で行っていなかった。

したがって、市が、減免に関する処分を通知するため送付した通知書に、行政不服審査法に定める教示を行っていないことは法令に違反しており、是正する必要があると認められる。

¹ 地方税法第 19 条第 9 号

² 地方税法施行規則第 1 条の 7 第 5 号

³ 行政不服審査法第 2 条及び第 82 条

イ 前年度以前に公益減免を認めた固定資産について、当該年度の申請書が提出されていないにもかかわらず固定資産税の減免を行っていることは、条例に違反しているもの

瀬戸内市税条例⁴（平成 16 年条例第 51 号。以下「条例」という。）では、市長は、公益のため直接専用する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する（以下「公益減免」という。）とされ、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、納税義務者の住所、氏名等の必要事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならないとされている。

そこで、市が令和 4 年度に公益減免を行ったもの 135 件を確認したところ、前年度以前に公益減免の申請書を提出し、その決定を受けた固定資産について、翌年度以降、当該年度の申請書が提出されていないにもかかわらず、減免を決定していた。

したがって、市は、前年度以前に公益減免の決定を受けた固定資産について、最初に減免決定を受けた年度以降は申請書の提出がないにもかかわらず、翌年度以降の固定資産税についても継続して減免していることは、納期限前に申請書を提出することとした条例に違反しており、是正する必要があると認められる。

⁴ 瀬戸内市税条例第 71 条第 1 項第 2 号及び第 2 項

令和4年度定期監査結果報告書添付意見

1 意見に至る経緯

監査専門委員の監査報告によると、次のような状況が見受けられた。

ア 相続が発生した場合の公益減免の手続きについて

相続が発生した場合の減免申請の手続きについて、相続人からの減免申請書の提出がないまま減免を継続していたものが存在している。

イ 公益減免後の現況調査について

公益減免を行った以降の年度において、市は、使用状況や現況を確認する必要があるが、全件の確認ができていなかった。

ウ 減免対象となった固定資産の使用目的の確認について

公益減免の申請時の使用目的が「自治会や町内会で使用する」とされていても、実際には固定資産を使用する者が限定されている可能性がある事態が見受けられた。

2 意見

固定資産税は貴重な自主財源であり、令和3年度決算の歳入では、市税の約56.8%を占める基幹税目の一つである。また、所有者の申告に基づかず、市が賦課するものであるため、特に、市には税の公正・公平性、透明性が求められている。税の公正・公平性、透明性の確保は、賦課のみならず減免においても重要であり、その決定に際しては慎重に判断を行う必要がある。

監査専門委員の監査報告を踏まえた監査委員の意見は、次のとおりである。については、監査の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

ア 公益減免の対象となる固定資産の所有者が相続等で変更された場合、新しい所有者が新たに減免申請書を提出し、その者に対する減免を行うことが必要であるので、相続登記がなされない間においても、引き続き公益減免を受ける場合は、新しい所有者から減免申請書の提出を受けることについて検討する必要がある。

イ 市が公益減免を認めた後に、公益減免の対象となった固定資産の利用状況が変わり、

公益減免の対象ではなくなる場合もある。瀬戸内市税条例⁵（平成 16 年条例第 51 号）によると、公益減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならないとされており、本来は減免を受けた者からの申告が求められるものであるが、公益減免を受けた者が減免制度を十分に理解していない場合や単に失念している場合も想定される。このため、課税の公正・公平性を担保するためにも、市は、公益減免を受けた者が、公益減免を受けていることを認識できるようにしたり、対象者に利用状況等に変更が生じた場合の手續方法を周知したりするとともに、申告を待つだけではなく、自ら減免対象となった固定資産を調査することについて検討する必要がある。ただし、毎年全ての案件を調査することは、人的・時間的制約、また、費用対効果の面から現実的ではないため、例えば数年の期間で全件を調査するといった計画的な現況確認や、航空写真を用いた AI 判定を行う等先進的な技術の導入の可能性について検討する必要がある。

ウ 公益減免の対象となる固定資産を使用する目的が、「自治会や町内会で使用する」とされていても、現実的にその使用者が限定されている場合は、公益性に疑義が生じる場合があるので、これを認める場合には、その調査方法や、認める基準の作成について検討する必要がある。なお、瀬戸内市税条例施行規則⁶（平成 16 年規則第 47 号。以下「規則」という。）では、公益のため直接専用する固定資産は、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するため広く市民に開放された公共施設及び私道の用に供する土地で公共の用に供する道路に準ずるものとされているが、現在、公益性が高いとして減免を行っているものを見ると、規則との乖離が生じている可能性があるため、規則の改正も含めて検討する必要がある。また、旧町時代の判断基準に基づき減免手続きがされているものも見受けられるため、公益減免の対象となっている固定資産の減免事由が、現行の規則における減免対象となる事由と合致しているか確認する必要がある。

⁵ 瀬戸内市税条例第 71 条第 3 項

⁶ 瀬戸内市税条例施行規則第 9 条